

第 6 回宮崎市上下水道事業経営審議会

適正な料金水準について

- 1 前回の審議結果
- 2 お客さまアンケートの結果
- 3 改定後の料金（見込）シミュレーション
- 4 料金表の見方・計算方法
- 5 総括原価方式
- 6 改定後の企業債残高・一般会計繰入金



令和 5 年12月22日

1 前回の審議結果（平均改定率）

●水道料金と下水道使用料の平均改定率

水道 \ 下水	15.97% (単価133.66円/m ³ ⇒155円/m ³)	19.71% (単価133.66円/m ³ ⇒160円/m ³)	23.45% (単価133.66円/m ³ ⇒165円/m ³)
8.91% (企業債1.5億減の場合)	11.88%	13.45%	 15.02%
9.43% (企業債2.0億減の場合)	12.18%	13.75%	15.32%

《まとめ》

- ・現在の市民生活を考慮し、下水道使用料単価 **165円/m³**（2パターン）に向けた改定は検討しない。

《継続審議となった4パターンの改定を行えば・・・》

- ①水道事業では、プライマリーバランスを厳守した**企業債**の活用で**残高の減少が可能**。
- ②水道事業では、老朽化した**施設等の更新費用**の**確保が可能**。
- ③水道事業では、最低限必要な資金残高の確保に加え、将来見込まれる**収支赤字**の**解消が可能**。
- ④下水道事業では、**汚水処理原価（165円/m³）**の全てを**料金収入**で賄うことはできないが、**一般会計からの繰入金**は削減が可能。

2 お客さまアンケートの結果（速報）

（設問10）

本市の上下水道施設（浄水場・下水処理場・管路など）は老朽化が進行しており、また、地震・津波や台風などにおいて、断水や浸水が起こらないようにするためには、多額の事業費が必要となるため、水道料金や下水道使用料の負担増が避けられません。あなたは、上下水道の老朽化対策・災害対策について、今後、どのように整備・更新するのがよいと思いますか。（あてはまるもの1つ選択）

（選択肢）

- ア. 現状より負担が増えても、早急に施設整備・更新を進めるべき
- イ. 現状より負担が多少増えても、徐々に施設整備・更新を進めるべき
- ウ. 現状の負担を増やさないで、断水等の日常生活に影響が生じた場合にその都度修繕し、できる範囲で対策を図るべき
- エ. 上下水道局の判断に任せる
- オ. その他

1. 発送件数：2,000件（令和5年11月10日発送）

2. 回答件数：836件（42%）12月8日時点

【605件（郵送）231件（インターネット）】

3. 集計結果

ア・・・177件（21%）

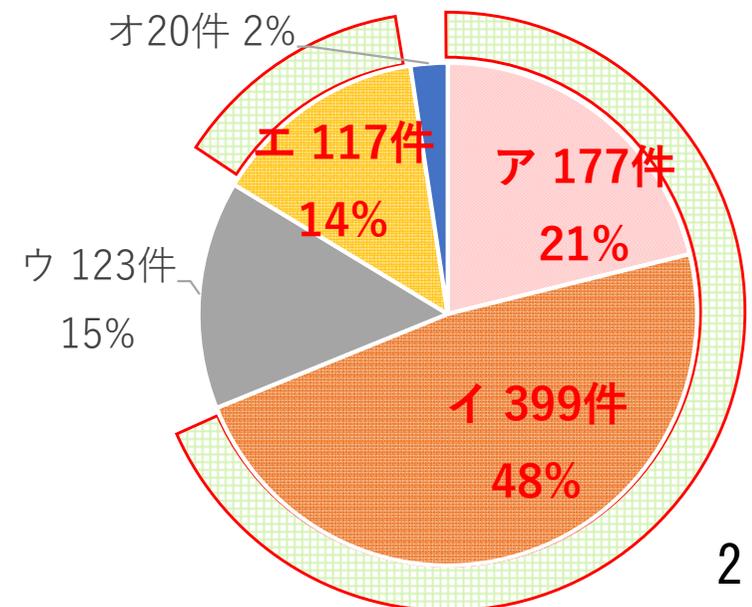
イ・・・399件（48%）

ウ・・・123件（15%）

エ・・・117件（14%）

オ・・・20件（2%）

83%の方が現状からの負担増を許容すると回答。



○料金改定の影響サンプルについて

（１）宮崎市において最も利用者の多い口径13ミリの利用実績を用いたサンプル。

比較する使用水量	左の水量の算出理由
① 6 m ³	口径13ミリの利用実績における1つ目のピーク（1か月当たり5～8 m ³ ）のうち最も利用者の多い水量。 ⇒ 詳細は4ページ
② 14 m ³	口径13ミリの利用実績における2つ目のピーク（1か月当たり14 m ³ ～16 m ³ ）のうち最も利用者の多い水量 ⇒ 詳細は5ページ

（２）総務省家計調査のデータを用いたサンプル。

比較する使用水量	左の水量の算出理由
③ 19 m ³	宮崎市における2人以上の勤労世帯での1か月当たりの使用水量 ⇒ 詳細は6ページ
④ 18 m ³	中都市における2人以上の無職世帯での1か月当たりの使用水量 ⇒ 詳細は6ページ

《参考》

平均改定率とは・・・

- ・ 算定期間（令和7年度～令和11年度）に見込まれる料金収入と、改定によって見込まれる**料金収入の増加割合**。
- ・ **全ての使用水量で平均改定率と同率になるわけではない。**

3 改定後の料金（見込）シミュレーション（水道事業 下水道事業）

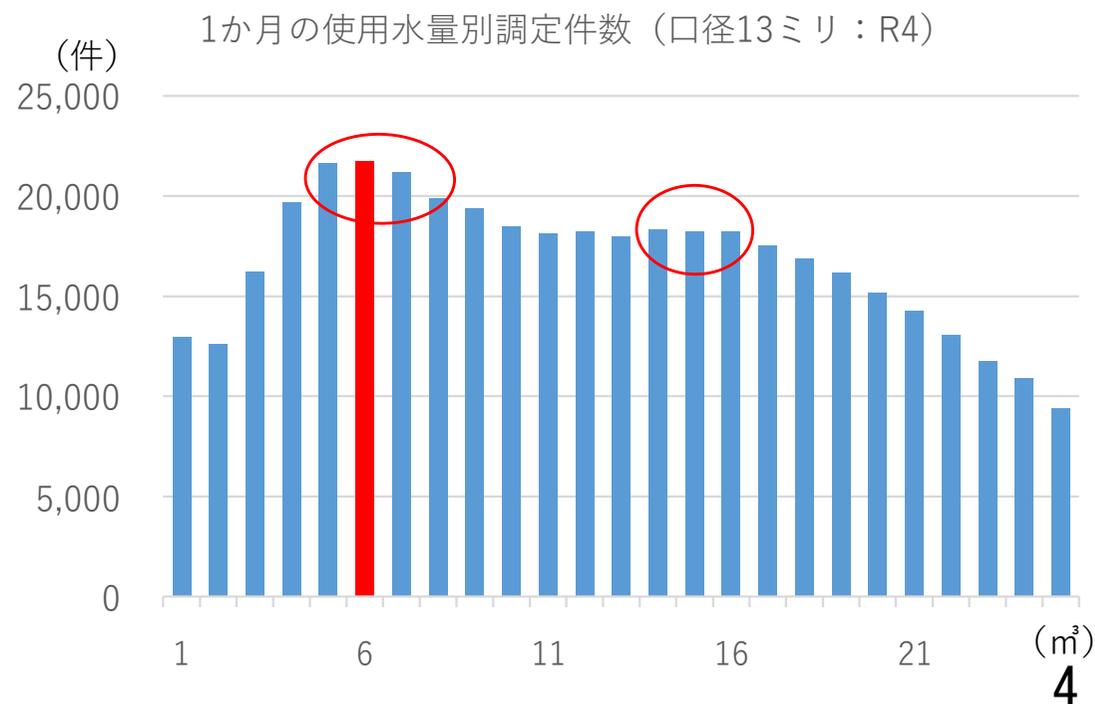
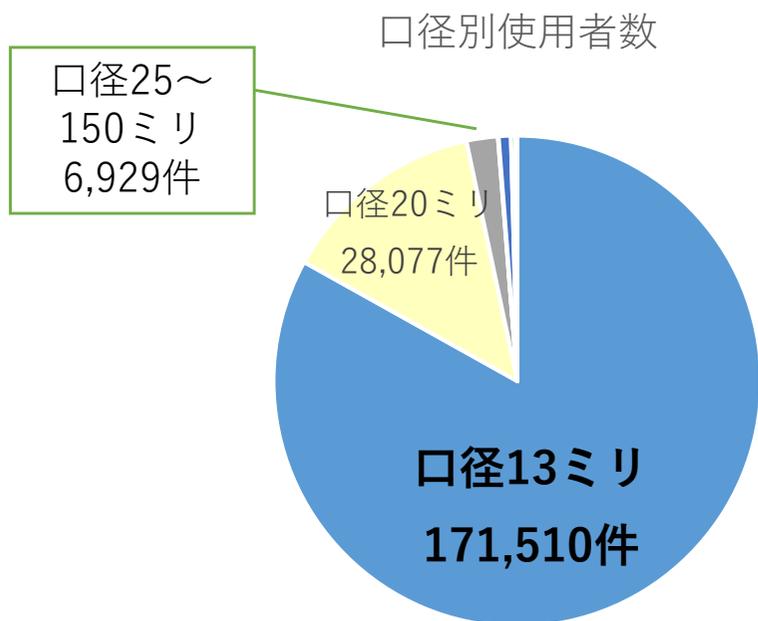
①口径13ミリで1か月当たり6 m³使用されている世帯の場合（税込）

平均改定率（上下合算）	現行	改定後（見込）	増加額
水道8.91%、下水15.97%の場合（11.88%）	2, 1 2 5 円	2, 3 8 4 円	2 5 9 円
水道9.43%、下水15.97%の場合（12.18%）	2, 1 2 5 円	2, 3 9 5 円	2 7 0 円
水道8.91%、下水19.71%の場合（13.45%）	2, 1 2 5 円	2, 4 2 4 円	2 9 9 円
水道9.43%、下水19.71%の場合（13.75%）	2, 1 2 5 円	2, 4 3 5 円	3 1 0 円

※令和5年11月28日現在使用中であるメーター(206,516個)では、口径13ミリのメーター(171,510個)が最も多い。

※口径13ミリのメーターを使用されている方では、1か月当たり5～8 m³使用されている方が多く、次に14～16 m³使用されている方が多い。

※1か月当たり5～8 m³使用されている方の中では6 m³使用されている方が最も多い。



3 改定後の料金（見込）シミュレーション（水道事業 下水道事業）

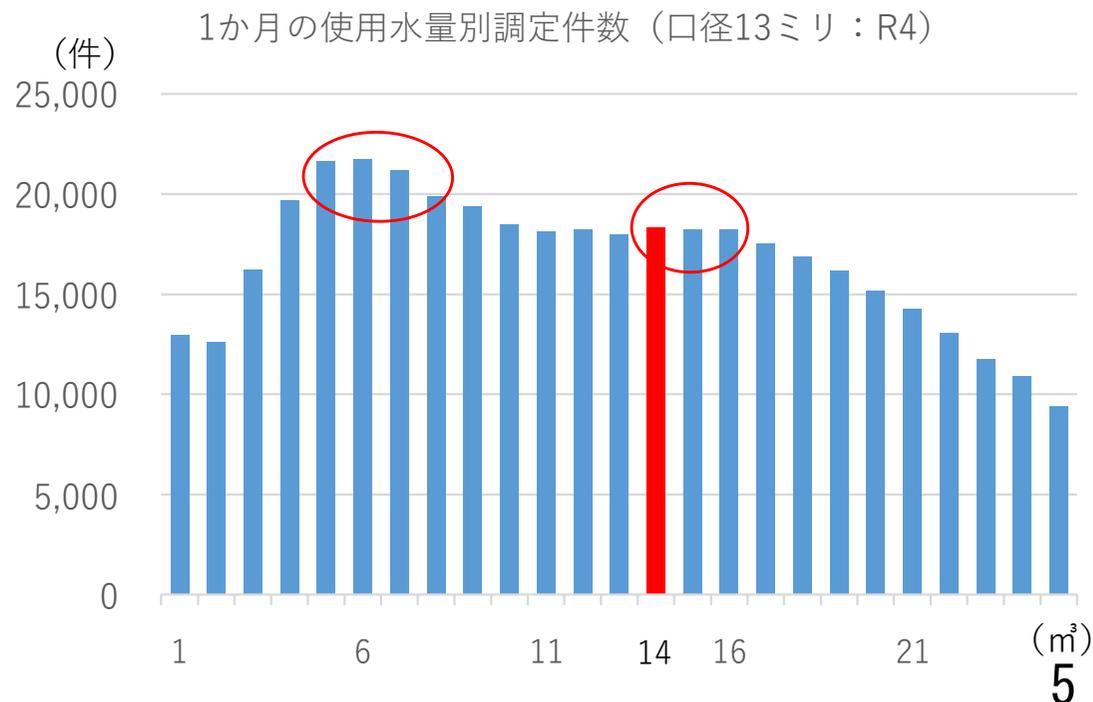
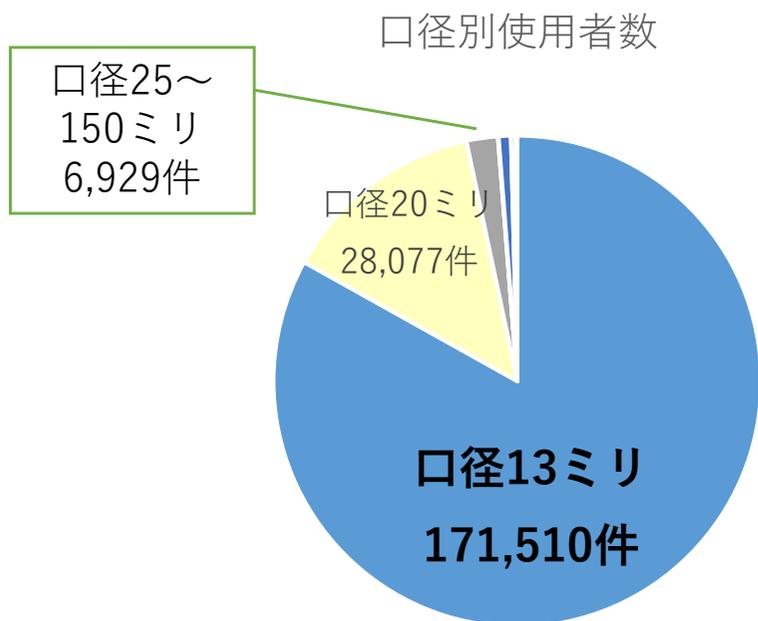
②口径13ミリで1か月当たり14m³使用されている世帯の場合（税込）

平均改定率（上下合算）	現行	改定後（見込）	増加額
水道8.91%、下水15.97%の場合（11.88%）	3, 5 5 4円	3, 9 9 0円	4 3 6円
水道9.43%、下水15.97%の場合（12.18%）	3, 5 5 4円	4, 0 0 1円	4 4 7円
水道8.91%、下水19.71%の場合（13.45%）	3, 5 5 4円	4, 0 5 6円	5 0 2円
水道9.43%、下水19.71%の場合（13.75%）	3, 5 5 4円	4, 0 6 7円	5 1 3円

※令和5年11月28日現在使用中であるメーター(206,516個)では、口径13ミリのメーター(171,510個)が最も多い。

※口径13ミリのメーターを使用されている方では、1か月当たり5～8m³使用されている方が多く、次に14～16m³使用されている方が多い。

※1か月当たり14～16m³使用されている方の中では14m³使用されている方が最も多い。



3 改定後の料金（見込）シミュレーション（水道事業 下水道事業）

③ 2人以上の勤労世帯（口径13mm、1か月当たり19m³使用）の場合（税込）

平均改定率	現行	改定後（見込）	増加額
水道8.91%、下水15.97%の場合（11.88%）	5,083円	5,706円	623円
水道9.43%、下水15.97%の場合（12.18%）	5,083円	5,717円	634円
水道8.91%、下水19.71%の場合（13.45%）	5,083円	5,799円	716円
水道9.43%、下水19.71%の場合（13.75%）	5,083円	5,810円	727円

※家計調査の結果（宮崎市における5年平均1月当たりの上下水道料金5,143円）を1月当たりの使用水量に換算。

④ 2人以上の無職世帯（口径13mm、1か月当たり18m³使用）の場合（税込）

平均改定率	現行	改定後（見込）	増加額
水道8.91%、下水15.97%の場合（11.88%）	4,777円	5,362円	585円
水道9.43%、下水15.97%の場合（12.18%）	4,777円	5,373円	596円
水道8.91%、下水19.71%の場合（13.45%）	4,777円	5,450円	673円
水道9.43%、下水19.71%の場合（13.75%）	4,777円	5,461円	684円

※家計調査の結果（都道府県庁所在市以外の政令指定都市を除く、人口15万人以上の中都市における5年平均1月当たりの上下水道料金4,956円）を中都市と宮崎市の20m³の料金比率で割り戻し使用水量に換算。

4 料金表の見方・計算方法（水道事業）

● 現行の料金表を一部抜粋

水道	口径	基本料金	0~10m ³	11~30m ³	31~100m ³	101m ³ ~
	13ミリ	900円	27円	152円	181円	210円
	20ミリ	1,290円				
	40ミリ	5,150円				

※検針が2か月毎であるため、2か月分の使用水量を2で割り1か月分の料金を算出した後、その額を2倍する。

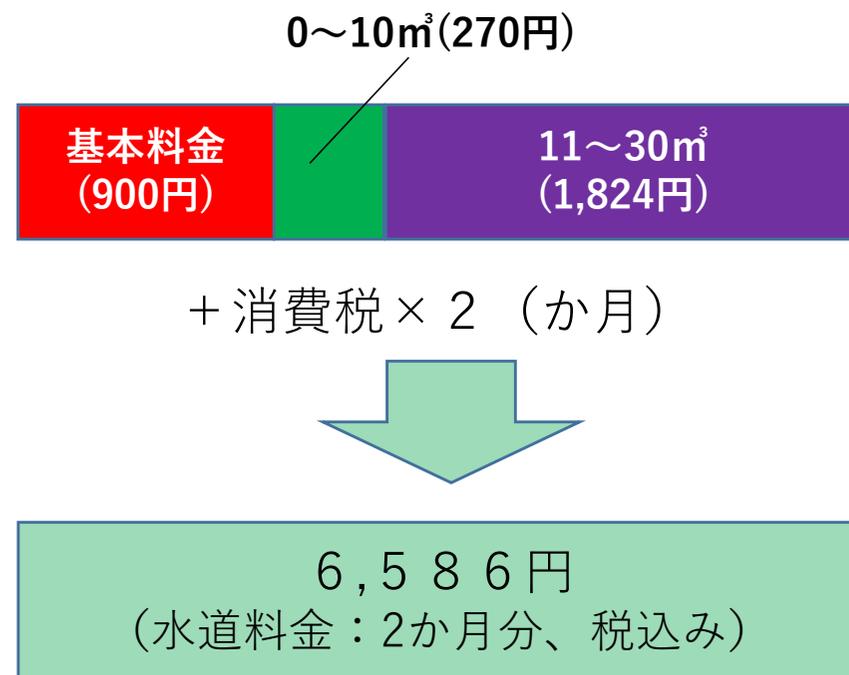
※口径別に基本料金が分かれている。

※0~10m³の従量料金は口径40ミリ以上は152円。口径30ミリ以下は27円。

口径13ミリの方が2か月で44m³使用した場合の水道料金

【計算例】

- 水量44m³を2で割り、1か月の使用水量を求める。
 $44 \div 2 = 22 \text{ m}^3$
- 料金表に基づき段階別の従量料金を求める。
 - $27 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 270 \text{ 円}$ (0~10m³)
 - $152 \text{ 円} \times 12 \text{ m}^3 = 1,824 \text{ 円}$ (11~30m³)
- 基本料金に①及び②の額を加え、さらに消費税を加算。
 $(900 + 270 + 1,824) \times 1.1 = 3,293 \text{ 円}$
- 最後に2倍して2か月の料金を算定する。
 $3,293 \times 2 = 6,586 \text{ 円}$



4 料金表の見方・計算方法（下水道事業）

● 現行の料金表を一部抜粋

下水道	基本料金	0~10m ³	11~30m ³	31~100m ³	101~500m ³	501~1000m ³	1001m ³ ~
	750円	20円	126円	164円	197円	210円	235円

※下水の排出量は水道の使用水量と同量とする。

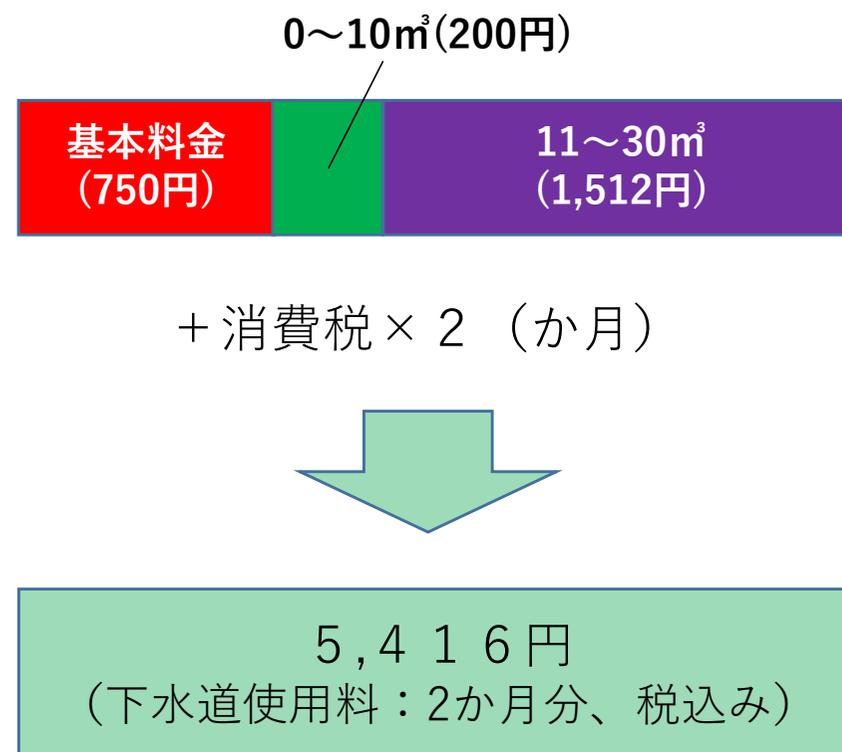
※検針が2か月毎であるため、2か月分の使用水量を2で割り1か月分の料金を算出した後、その額を2倍する。

※基本料金は一律。

2か月で汚水量44m³を排出した場合の下水道使用料

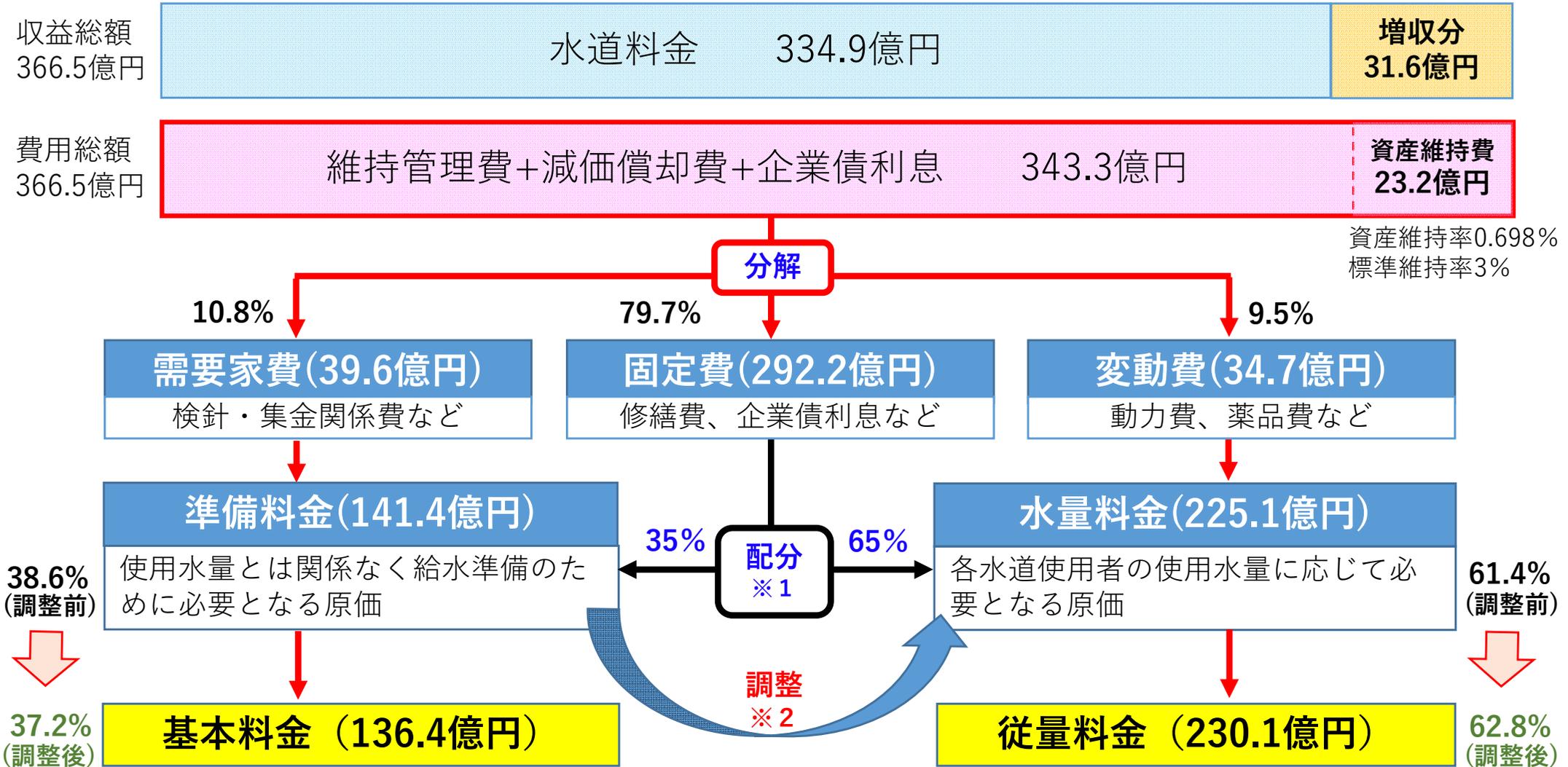
【計算例】

1. 汚水量44m³を2で割り、1か月の排出量を求める。
 $44 \div 2 = 22 \text{ m}^3$
2. 料金表に基づき段階別の従量料金を求める。
 - ① $20 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 200 \text{ 円}$ (0~10m³)
 - ② $126 \text{ 円} \times 12 \text{ m}^3 = 1,512 \text{ 円}$ (11~30m³)
3. 基本料金に①及び②の額を加え、さらに消費税を加算。
 $(750 + 200 + 1,512) \times 1.1 = 2,708 \text{ 円}$
4. 最後に2倍して2か月の料金を算定する。
 $2,708 \times 2 = 5,416 \text{ 円}$



5 総括原価方式（水道事業）

●算定要領に基づき平均改定率9.43%の場合の料金を試算（令和7～11年度）



※1 浄水施設能力と平均給水量の差の比率を施設利用率として配分。

※2 算定要領に基づく配分をした場合、基本料金が大幅に増加するため従量料金へ5億円配分し直す。

※静岡市が令和元年度において実施した「基本料金と従量料金の割合（対象都市21）」の調査では、各都市平均値として、基本料金36.9%、従量料金63.1%との結果。

6 改定後の企業債残高（水道事業）

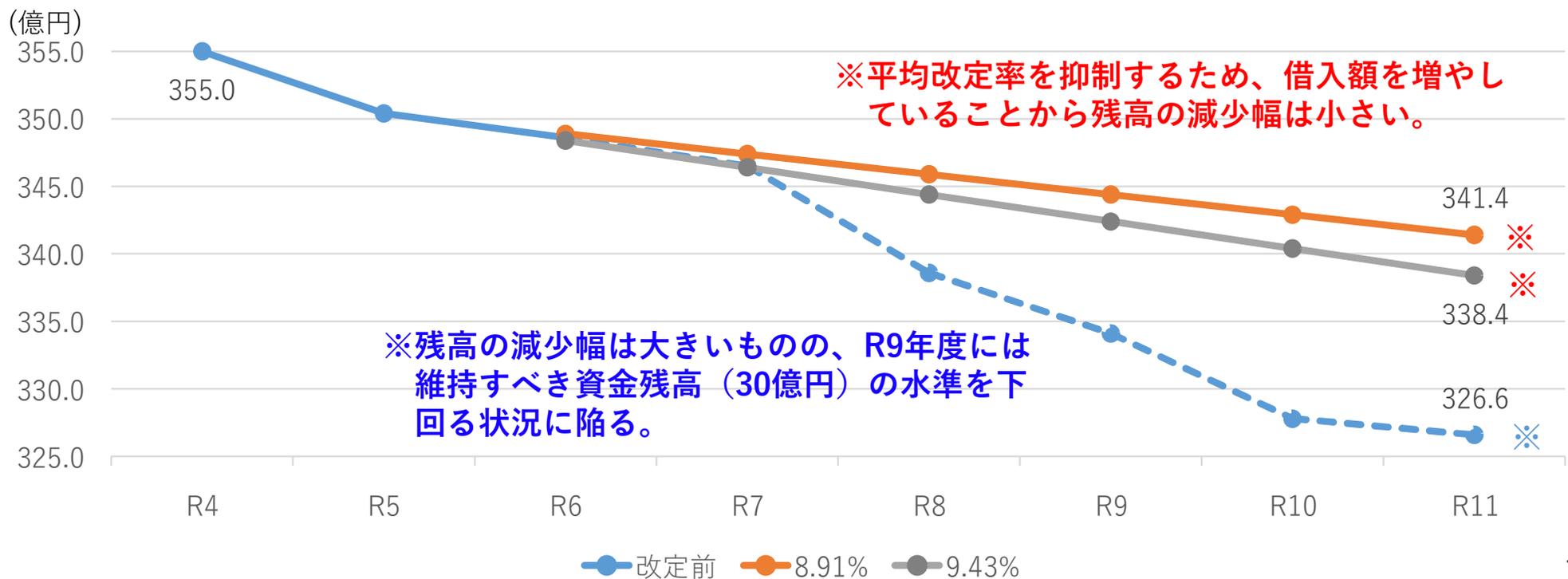
●改定によって企業債残高がどのように推移するか

（単位：億円）

区分	R7	R8	R9	R10	R11
改定前	346.5	338.6	334.1	327.8	326.6
改定率9.43%の場合 （毎年2億円減）	346.4	344.4	342.4	340.4	338.4
改定率8.91%の場合 （毎年1.5億円減）	347.4	345.9	344.4	342.9	341.4

企業債残高対 給水収益比率(%)	
R3（実績）	R11
517.02 （宮崎市）	495.7
248.92 （類似団体平均）	475.7

企業債残高推移



6 改定後の一般会計繰入金（下水道事業）

●改定によって一般会計繰入金がどのように推移するか

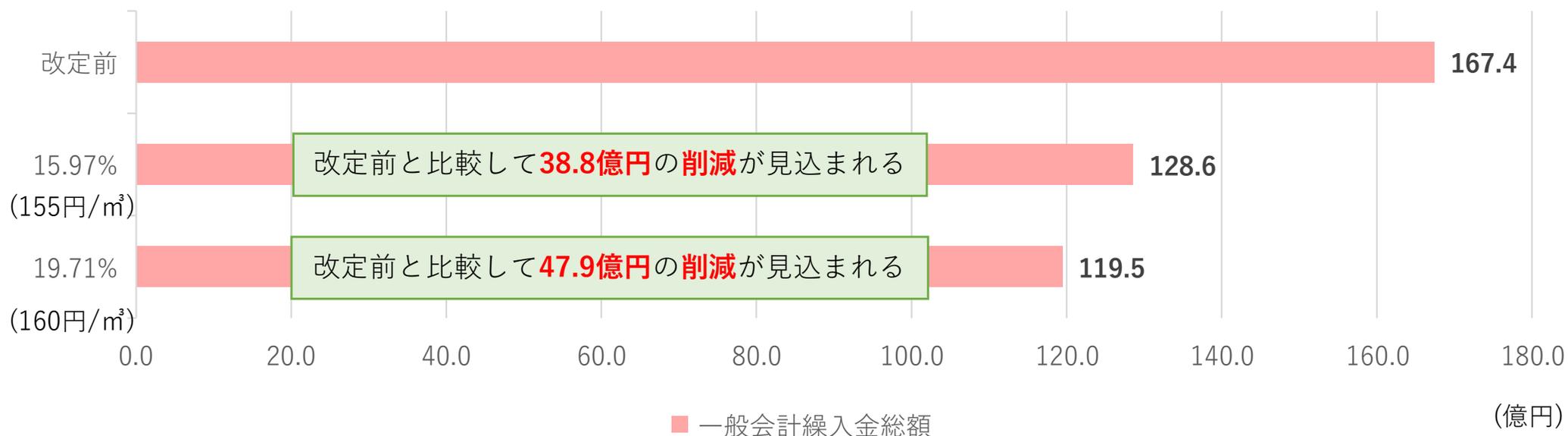
収益的収支の一般会計繰入金（見込）（基準内、基準外総額）

（単位：億円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
改定前 (133.66円/m ³)	33.4	32.3	33.2	33.5	35.0	38.5	36.4	38.7	39.1
15.97% (155円/m ³)	25.6 (▲7.8)	24.5 (▲7.8)	25.4 (▲7.8)	25.8 (▲7.7)	27.3 (▲7.7)	30.9 (▲7.6)	28.8 (▲7.6)	31.1 (▲7.6)	31.6 (▲7.5)
19.71% (160円/m ³)	23.7 (▲9.7)	22.7 (▲9.6)	23.6 (▲9.6)	24.0 (▲9.5)	25.5 (▲9.5)	29.1 (▲9.4)	27.0 (▲9.4)	29.4 (▲9.3)	29.9 (▲9.2)

表内の（ ）は改定前との差額

一般会計繰入金(R7～R11合計)



（億円）